

難病患者さんと
その御家族の皆さま



お困りのことがあればお気軽に

「難病相談支援センター」へ
ご相談ください

●医療 ●制度利用 ●療養生活 ●就労

相談室の利用方法



相談方法：電話相談（1回20分程度）
対面相談（1回30分程度）

相談員：医療ソーシャルワーカー
看護師

相談日時：9時～12時、13時～16時30分
（土・日・祝祭日・年末・年始除く）

予約優先・相談無料

☎ 078-382-6600

神戸大学医学部附属病院
総合相談窓口
神戸市難病相談支援センター

外来診療棟1階
正面玄関入ってすぐの 左手側です

難病の定義

- 発病の機構が明らかでなく
- 治療方法が確立していない
- 希少な疾病であって
- 長期の療養を必要とするもの

指定難病（医療費助成の対象）

◎難病のうち、以下の要件をすべて満たすもの

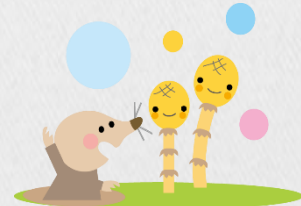
- ✓ 患者数が本邦において一定の人数（人口の0.1% 程度に達しないこと
- ✓ 客観的な診断基準（又はそれに準ずるものが確立していること



就労相談

ハローワークの難病患者就職サポーターが就労の悩み・疑問にお答えします

予約制となっております。
詳しくはお問い合わせください。



医療相談

神戸大学医学部附属病院の専門医師が個別の相談に応じます